

私学事業団積立共済年金制度(つみきょう)の概要

―― 拠出型企業年金保険(Ⅱ) ――

老後に必要な平均金額とは？

日本人の平均寿命*

男性

81.64年

女性

87.74年

※厚生労働省「令和2年簡易生命表」平均寿命とは、0歳の人の平均余命をいいます。

夫婦2人でセカンドライフを送るためには約1,900万円必要といわれています。

【セカンドライフの収入と支出】

セカンドライフを迎えた
無職世帯の平均支出

月額 26.3万円

不足額 ▲5.4万円

セカンドライフを迎えた
無職世帯の平均収入

月額 20.9万円

平均的支出に対し 月々5.4万円 ほど不足

月々5.4万円 年 × 12ヵ月 × 30年間

1,944万円

【出典】総務省統計局「家計調査(平成29年)」高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計収支

老後の備えの一つに「つみきょう」を上手く活用しましょう!

5つのポイント

1 公的年金の補完ができる制度です。

令和3年9月末の加入者総数は31,350名です。

2 予定利率(※)約1.25%

(令和3年12月1日時点(将来変動することがあります))

(※)「予定利率」は保険料(掛金から運営事務費を除いたもの)のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります。

*上記は、各引受保険会社の予定利率及び引受割合にもとづきます。

*年度(10月1日～9月30日)の決算時(9月)に配当金が生じた場合は、積立金に繰り入れます。

3 月々2,000円(2口)の掛金から始められます。

*月払掛金は2,000円(2口)から1,000円単位で設定できます。

*若年層から負担にならない金額で、着実に増やしましょう。

*毎年2回、申込期間中に掛金の変更ができます。

4 積立金増額のため「一時払」のお取り扱いができます。

*積立金増額のため、月払・半年払の掛金払い込み方法の他に一時払(①加入時、②中途、③退職(脱退)時)のお取り扱いができます。(該当コースの月払の加入が条件となります。)くわしくは4頁「一時払について」をお読みください。

5 税制面において所得控除を受けられます。

*税制適格コースは個人年金保険料控除、自由選択コースは一般の生命保険料控除として、所得控除の対象となります。

(注)税務のお取り扱いは、令和3年12月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

申込期間及び
加入(変更)日

前期
後期

申込期間:6月1日～6月30日

加入(変更)日:10月1日

申込期間:11月1日～11月30日

加入(変更)日:翌年4月1日

*実際の申込期間は、営業日により異なります。
*申込期間以外の提出はお受けできません。

新規加入申込のご案内

加入を希望するコースを
選択してください。
コースは、次の2コースから
選んでください。

- 税制適格コース (個人年金保険料控除)
 - 自由選択コース (一般の生命保険料控除)
- 希望により両コースとも加入することができます。

提出書類 積立共済年金新規加入申込書

既にご加入いただいている人へのご案内

- 既にご加入いただいているコースの掛金の見直し
- 未加入のコースへの新規加入

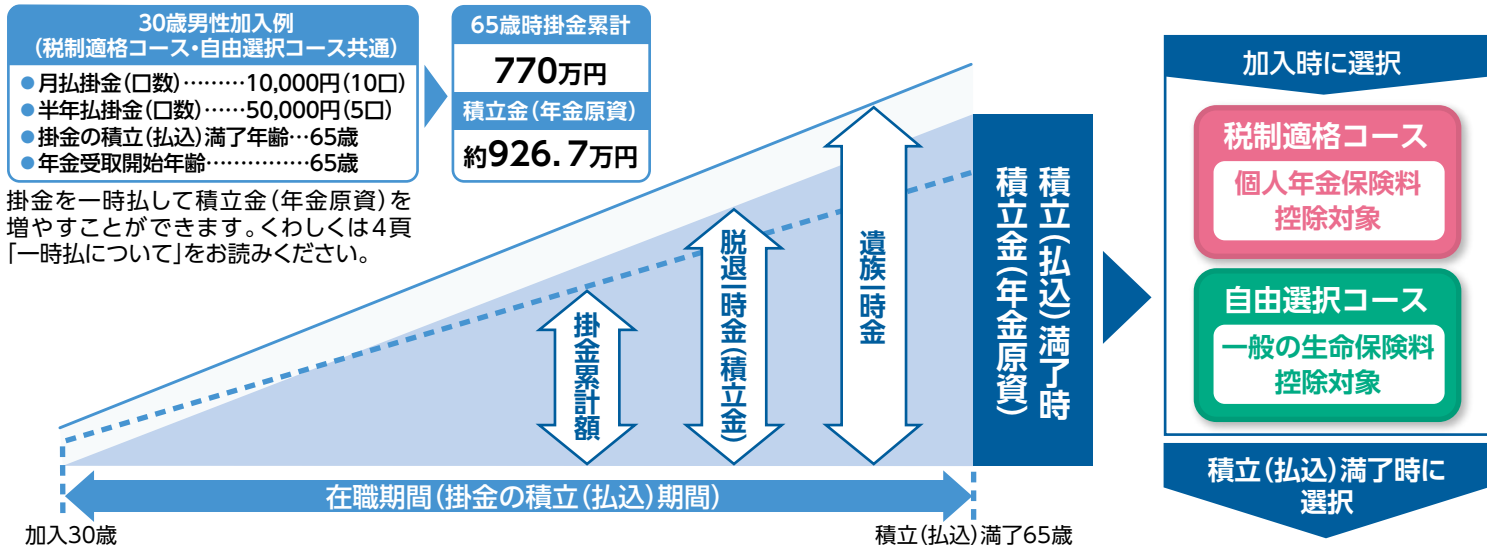
提出書類 積立共済年金コース加入・口数変更(増口・減口)申込書

詳しくは二次元コードから
パンフレットも
ご参照ください!



◎税制適格コースに加入申し込みができる人は、前期募集は昭和42年10月1日以降に生まれた人、後期募集は昭和43年4月1日以降に生まれた人です。
◎自由選択コースに加入申し込みができる人は、前期募集は昭和34年10月1日以降に生まれた人、後期募集は昭和35年4月1日以降に生まれた人です。
●契約内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします(パンフレットにてご確認ください)。

《しくみ図》(しくみ図はイメージを表したものです。)



個人年金保険料控除対象 税制適格コース

保険料(掛金から私学事業団の運営事務費相当額を除いたもの)は個人年金保険料控除の対象となります。

年金種類毎の詳細については4頁「年金の種類」をお読みください。

年金コース

確定年金

10年・15年・20年

(10年確定年金の場合)

基本年金

65歳 → 75歳

← 年金受取期間 (10年) →

	初回年金月額	受取総額
10年確定年金	約 8.1万円	約 975万円
15年確定年金	約 5.5万円	約 1,004万円
20年確定年金	約 4.3万円	約 1,035万円

終身年金

10年保証期間付・15年保証期間付

(10年保証期間付終身年金の場合)

基本年金

65歳 → 75歳 → 終身

← 保証期間(10年) → ← 本人生存の限り支給 →

	初回年金月額	保証期間中の受取総額
10年保証期間付	約 4.5万円	約 547万円
15年保証期間付	約 4.3万円	約 774万円

夫婦終身年金

10年保証期間付・15年保証期間付

(10年保証期間付夫婦終身年金の場合)

基本年金

65歳 → 75歳 → 終身

← 保証期間(10年) → ← 本人・配偶者(民法上の婚姻関係)に本人の6割支給 生存の限り支給* →

	初回年金月額	保証期間中の受取総額
10年保証期間付	約 3.7万円	約 450万円
15年保証期間付	約 3.6万円	約 660万円

*保証期間経過後に本人死亡の場合、配偶者(民法上の婚姻関係)に本人の6割支給
*妻が3歳年下の場合の例です。

一時金コース

約 **926.7万円**

年金のお受け取りに代えて一時金でのお受け取りができます。

一般の生命保険料控除対象 自由選択コース

保険料(掛金から私学事業団の運営事務費相当額を除いたもの)は一般の生命保険料控除の対象となります。

年金種類毎の詳細については4頁「年金の種類」をお読みください。

年金コース

確定年金

5年・10年・15年・20年

	初回年金月額	受取総額
5年確定年金	約 15.7万円	約 945万円

10年、15年、20年確定年金の金額については、税制適格コースをご確認ください。

終身年金

10年保証期間付・15年保証期間付

金額については、税制適格コースをご確認ください。

夫婦終身年金

10年保証期間付・15年保証期間付

金額については、税制適格コースをご確認ください。

医療保険コース

*健康状態等によっては加入できないことがあります。*お取り扱い内容については将来変更となる場合があります。

終身保険コース

令和3年12月1日時点、新規のお取り扱いを停止しています。

一時金コース

約 **926.7万円**

退職(脱退)時の積立金相当額を一時金としてお受け取りいただけます。

・記載の数値は「加入例」に記載した条件の場合の数値ですが、現時点では確定しておらず、変動(増減)します。くわしくは、4頁「しくみ図・給付額試算表等」の数値についてをお読みください。
 ・しくみ図に記載の積立金・一時金・年金月額額は令和3年12月1日時点の予定利率にもとづき計算したものです。積立金・一時金・年金月額は加入時点で定まるものではありません。実際の年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における予定利率によって算出されます。

一時金・途中脱退した場合の給付額試算表

税制適格コース

自由選択コース

退職(脱退)したときの給付額は加入年数に応じ、次のとおりとなります。

*給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

掛金 加入年数	月払掛金10,000円(10口)の場合		半年払掛金50,000円(5口)の場合		一時払掛金100万円 (10口)の場合
	掛金累計額	積立金 (年金原資、脱退一時金額)	掛金累計額	積立金 (年金原資、脱退一時金額)	積立金 (年金原資、脱退一時金額)
1年	120,000円	約 118,300円	100,000円	約 98,300円	約 996,900円
2	240,000円	約 237,900円	200,000円	約 197,700円	約 1,008,000円
3	360,000円	約 358,900円	300,000円	約 298,200円	約 1,019,200円
4	480,000円	約 481,400円	400,000円	約 400,000円	約 1,030,700円
5	600,000円	約 605,100円	500,000円	約 502,900円	約 1,042,400円
7	840,000円	約 856,900円	700,000円	約 712,100円	約 1,066,100円
10	1,200,000円	約 1,245,800円	1,000,000円	約 1,035,300円	約 1,103,000円
15	1,800,000円	約 1,923,800円	1,500,000円	約 1,598,700円	約 1,167,300円
20	2,400,000円	約 2,641,400円	2,000,000円	約 2,195,200円	約 1,235,400円
25	3,000,000円	約 3,402,200円	2,500,000円	約 2,827,400円	約 1,307,900円
30	3,600,000円	約 4,208,100円	3,000,000円	約 3,497,100円	約 1,385,000円
35	4,200,000円	約 5,061,200円	3,500,000円	約 4,206,100円	約 1,466,400円
40	4,800,000円	約 5,964,600円	4,000,000円	約 4,957,000円	約 1,552,700円

加入年齢別お勧めプラン(65歳積み立て満了時積立金一覧)

年齢(期間)	払方	加入時一時払活用プラン	おすすめプラン	お手ごろプラン
22歳加入 掛金の積み立て(払い込み)期間 43年	月払	5,000円	5,000円	3,000円
	半年払	20,000円	20,000円	10,000円
	加入時一時払 払い込み掛金合計	200,000円 450.0万円	0円 430.0万円	0円 240.8万円
	積立金(脱退一時金)	約575.8万円	約543.7万円	約304.5万円
30歳加入 掛金の積み立て(払い込み)期間 35年	月払	10,000円	10,000円	5,000円
	半年払	50,000円	50,000円	20,000円
	加入時一時払 払い込み掛金合計	1,000,000円 870.0万円	0円 770.0万円	0円 350.0万円
	積立金(脱退一時金)	約1,073.3万円	約926.7万円	約421.3万円
40歳加入 掛金の積み立て(払い込み)期間 25年	月払	10,000円	15,000円	10,000円
	半年払	50,000円	50,000円	20,000円
	加入時一時払 払い込み掛金合計	2,000,000円 750.0万円	0円 700.0万円	0円 400.0万円
	積立金(脱退一時金)	約884.5万円	約793.0万円	約453.3万円
50歳加入 掛金の積み立て(払い込み)期間 15年	月払	10,000円	20,000円	15,000円
	半年払	50,000円	50,000円	30,000円
	加入時一時払 払い込み掛金合計	3,000,000円 630.0万円	0円 510.0万円	0円 360.0万円
	積立金(脱退一時金)	約702.4万円	約544.6万円	約384.4万円
60歳加入 (注) 掛金の積み立て(払い込み)期間 5年	月払	10,000円	20,000円	
	半年払	50,000円	50,000円	
	加入時一時払 払い込み掛金合計	5,000,000円 610.0万円	0円 170.0万円	
	積立金(脱退一時金)	約632.0万円	約171.3万円	



しくみ図
モデル

2貢しくみ図
加入例と
同一プラン

(注)60歳加入の場合、積み立て満了(65歳)までの期間が5年となることから、税制適格コースの加入資格要件(掛金の積み立て(払い込み)期間が10年以上)を満たさないため、自由選択コースのみのお取り扱いとなります。

※くわしくは4頁「しくみ図・給付額試算表等の数値について」をお読みください。

※給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

※記載の積立金(脱退一時金)は令和3年12月1日時点の予定利率にもとづき計算したものです。積立金(脱退一時金)は加入時点で定まるものではありません。

必ずお読みください

しくみ図・給付額試算表等の数値について

※給付額試算表に記載の積立金は、令和3年12月1日時点の予定利率等にもとづき算出したものです。積立金は保険の加入時点で定まるものではありません。なお、将来お受け取りになる年金額は、積立金(年金原資)をもとに年金受取開始時点における予定利率等によって算出されます。

- しくみ図、給付額試算表、加入年齢別お勧めプランの計算式の金額は、次の条件で計算していますが、条件が変動した場合には変動(増減)することがあり、実際のお受取額をお約束するものではありません。
 - 加入口数が常に月払は571,450口、半年払は124,700口、一時払は50,955口を共に維持していること。
 - ご加入者全員の保険料が毎月所定の払い込み期日までに入金されたものであること。
 - 積立金及び年金月額、令和3年12月1日時点の各引受保険会社の予定利率及び引受割合にもとづき計算しています(令和3年12月1日時点の本制度の予定利率(※)は約1.25%です(将来変動することがあります))。なお、実際にお受け取りいただく年金月額は、年金受給権取得時の各引受保険会社の予定利率及び引受割合にもとづき計算されます。年金開始時の引受割合は年金開始後も変動しません。

(※)「予定利率」は保険料(掛金から運営事務費を除いたもの)のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります。
 - 記載の数値には配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれの支払時期の各引受保険会社の前年度決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いができない年度もあります。また配当金が生じた場合、掛金の積み立て(払い込み)及び繰り延べ期間中は積立金の積み増しに充当されます。
- 年度の途中で脱退(死亡による脱退も含む)されたときは、給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ることがあります。また、その年の配当金は加算されません。
- 掛金の積み立て(払い込み)期間によっては、積立金(脱退一時金額)がお払い込み掛金累計額を下回ることがあります。くわしくはパンフレット15頁注意喚起情報「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をお読みください。
- 掛金累計額は、私学事業団の運営事務費0.5%相当額控除前のもので計算しています。
- 保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。また、夫婦終身年金の年金月額は配偶者の年齢によっても異なります。

私学共済ホームページ内に専用ページが開設されています！

<https://www.shigakukyosai.jp/>

積立共済年金

検索

トップページ専用ボタンをクリックしてください。

一時払について

積立金増額のため、月払・半年払の掛金払い込み方法の他に一時払(①加入時、②中途、③退職(脱退)時)のお取り扱いができます(該当コースの月払の加入が条件となります)。

◆一時払お取り扱い内容

	加入時一時払	中途一時払	退職(脱退)時一時払
加入時期	・制度への新規加入時 ・未加入コースへの加入時	税制適格コース・自由選択コースそれぞれに掛金の積み立て(払い込み)期間中1回のみ(注)	年金受給権取得時(注)
加入口数	1口(10万円)～100口(1,000万円)までの任意の口数		

(注)自由選択コースにおいて、月払掛金を全部減口(払い込み中止)している場合、中途一時払・退職(脱退)時一時払のお申し込みはできません。年2回の申込期間に事前、又は同時に月払掛金の増口(最低2口以上)が必要となります。

※一時払(①加入時、②中途、③退職(脱退)時のいずれの場合も)は積立金額増額のために掛金を追加で積み立て(払い込み)する方法です。積立金の一部払出しではありませんのでご注意ください(税制適格・自由選択コースとも、積立金の一部払出しはできません)。

⇒くわしいお取り扱いについてはパンフレット8～10頁「制度のお取り扱い」をお読みください。

年金の種類

確定年金 (5年(自由選択コースのみ)、10年・15年・20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●退職(脱退)月翌月以降、定められた期間、受給者本人の生存・死亡にかかわらず年金をお受け取りいただけます。 ●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。 ●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。
終身年金 (10年保証期間付・15年保証期間付)	<ul style="list-style-type: none"> ●退職(脱退)月翌月以降、保証期間中は、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。 ●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。 ●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。 (注)ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額がお払い込み掛金累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。
夫婦終身年金 (10年保証期間付・15年保証期間付)	<ul style="list-style-type: none"> ●退職(脱退)月翌月以降、保証期間中は、ご加入者および配偶者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。保証期間経過後はご加入者または配偶者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。なお、ご加入者本人死亡後に配偶者が受け取る年金額は、保証期間中は本人と同額、保証期間経過後は、本人の6割となります。 ●保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余年金現価をお受け取りいただけます。この場合、保証期間経過後、ご加入者または配偶者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。 ●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、以下の方に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。 <ご加入者が保証期間中に死亡された場合の受取人> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が生存されている場合:配偶者(年金開始後、配偶者が死亡された場合は配偶者の相続人) ・配偶者がご加入者よりも前に死亡されている場合:継続受取人(※) ●夫婦終身年金を選択する場合、配偶者は民法上の婚姻関係にあり、ご加入者との年齢差が、ご加入者が年長である場合は15歳以内、ご加入者が年少である場合は10歳以内であることが必要となります。 (注)ご加入者および配偶者が死亡された時期によっては、受取累計額がお払い込み掛金累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

※継続受取人とは、配偶者(民法上の婚姻関係)、子、父母(養父母を実父母の上順位とする)、祖父母・孫、兄弟姉妹、曾孫、甥・姪の順で定まる人を指します(その他は民法の規定によります)。

【問い合わせ先】

共済事業本部 貯金・貸付課 貯金係

日本私立学校振興・共済事業団

03-3813-5321(代)

●この資料は令和3年12月時点の概要を記載したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。詳細はパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)を必ずお読みください。●パンフレットは、申込期間開始前に私学共済ホームページに掲載します。